

## 合併処理浄化槽への補助金を上乗せします

平成27・28年度の2か年度に限り、既設の汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合、補助金の基本額に20万円上乗せします。

■補助対象 以下の①から③までの要件をすべて満たすこと

- ①申請者本人が居住する既存の個人専用または店舗兼個人併用住宅で、汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置転換
- ②下水道事業認可区域外および農業集落排水事業計画区域外での、合併処理浄化槽の設置
- ③事業年度内での設置工事の完了

※ その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■補助額

5人槽：基本額332,000円+上乗せ額200,000円

7人槽：基本額414,000円+上乗せ額200,000円

10人槽：基本額548,000円+上乗せ額200,000円

■受付期限 12月28日(月) ※ 平成27年度の受付期限です。

※ 補助金申請は必ず工事着工前に行ってください。着工中または工事完了後に申請することはできません。また、年度毎に補助対象基数に限りがあります。



浄化槽の設置者（所有者）は、浄化槽の設置状況や維持管理について、指定検査機関による法定検査を受けるように浄化槽法で定められています。  
合併処理浄化槽の維持管理・法定検査を忘れずに行ってください。

### ■単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い

水質汚濁を防ぐためには、家庭で汚れた水を出来るだけきれいにしてから河川に戻すことが大切です。浄化槽の中には、汚れを食べて（分解して）くれる微生物が存在しています。この浄化槽の中を生活排水が通ることにより、汚れた水がきれいになるのです。

浄化槽には2種類あります。単独処理浄化槽と合併処理浄化槽です。

単独処理浄化槽は、家庭から出るさまざまな生活排水のうち、トイレからの排水だけをきれいにするものです。家庭から出る生活排水のうちの約20%をきれいにするすることができます。

合併処理浄化槽は、家庭から出る全ての生活排水をきれいにするものです。家庭から出る生活排水のうち約90%をきれいにするすることができます。

つまり、単独処理浄化槽はトイレ以外の排水（生活雑排水）は未処理のまま流すことになるため、合併処理浄化槽の方が生活排水をきれいにして流すことが出来ます。

なお、浄化槽設置者は定期的に点検・清掃をして、適切な管理をお願いします。

■問合せ・申込先 下水道課（☎24-1235）、各支所住民課

## 中津市消防団協力事業所表示制度を開始しました

中津市消防団協力事業所表示制度は、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められ、また、事業所の協力を通じて地域防災体制がより一層充実することを目的とした制度です（平成27年4月1日から開始）。「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に提示することができ、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができます。

■申請手続き

(1) 協力事業所の認定基準

事業所などには消防関係法令上の違反がなく、以下のいずれかに適合している場合に申請、もしくは推薦することができます。

- ・従業員が消防団員として、複数入団している事業所
- ・従業員の消防団活動について、配慮している事業所
- ・災害時などに事業所の資機材を消防団に提供するなど、協力をしている事業所
- ・その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所



消防団協力事業所表示制度表示マーク

(2) 申請方法

中津市消防団協力事業所としての認定を希望する事業所などは、「中津市消防団協力事業所表示申請書」を中津市消防本部総務課まで提出してください。

(3) 表示証の交付

中津市消防団協力事業所として認定を受けた事業所などには、表示証の交付を行います。

※ 詳しくは、お問い合わせください。

■問合せ先 中津市消防本部 総務課（☎22-4800）

### はかり（計量器）を取引または証明にお使いの人へ

はかり（計量器）を商品の販売、農水産物の出荷・販売、葉の調剤、健康診断、診療などで使用している人は、正確なはかりを使用するために2年ごとに県知事が行う法定定期検査（有料）を受けることが義務付けられています。市では、下記の日程で定期検査を実施します。

期日	検査対象区	時間（12時～13時を除く）	場所
7月1日(水)	山国	10時30分～14時30分	コアやまくに
7月2日(木)	耶馬溪	10時30分～12時	城井地区公民館
		13時～14時30分	山移地区公民館
7月3日(金)	耶馬溪	10時30分～12時	郷の駅
		13時～14時30分	耶馬溪公民館（サニーホール）
7月6日(月)	本耶馬溪	10時30分～14時30分	本耶馬溪公民館
7月7日(火)	三光	10時30分～14時30分	三光支所（車庫前）
7月8日(水)	北部	10時30分～14時30分	北部公民館
7月9日(木)	小楠	10時30分～14時30分	小楠コミュニティセンター
7月10日(金)	南部	10時30分～14時30分	南部公民館
7月13日(月)	和田・如水	10時30分～14時30分	和田公民館
7月14日(火)	大幡・三保・鶴居	10時30分～14時30分	大幡コミュニティセンター
7月15日(水)	豊田・沖代	10時30分～14時30分	沖代公民館
7月16日(木)	今津	10時30分～14時30分	今津コミュニティセンター
7月17日(金)	地域全体	10時30分～14時30分	中津文化会館

※ 今回受検できなかった場合は、大分市まで検査に出向くことになります。取引・証明に使用するはかりを新規に購入した人で、今まで検査を受けたことのない人や取引証明への使用を撤廃した人は、6月12日(金)までに連絡をお願いします。

■問合せ先 商工振興課（内線421）、大分県産業科学技術センター（☎097-596-7102）